

羽島市告示第171号

来庁者の利便性向上と市職員の福利厚生の一環として、市役所新庁舎の一部について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づく行政財産の貸付を行い、市が定める条件の下、売店の設置及び安定的な運営を行う事業者を募集する。

令和3年4月30日

羽島市長 松井 聡

- 1 事業名
羽島市新庁舎売店運営事業
- 2 事業内容
羽島市新庁舎売店運営事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- 3 貸付期間
令和3年11月1日から令和6年10月31日まで
- 4 公募形態
羽島市新庁舎売店運営事業者募集要項（以下「募集要項」という。）のとおり。
- 5 参加要件
募集要項のとおり。
- 6 最低応募価格
売店運営事業公募物件説明書（以下「説明書」という。）のとおり。
- 7 受託者の選定
募集要項のとおり。
- 8 その他
その他公募の詳細については、募集要項、仕様書等を確認すること。